

別表（第3条関係）

支給期間	目的地等		日額旅費の額
7日以下	甲地方		8,700円
	乙地方		7,600円
8日以上	支給期間の7日目までの期間	甲地方	5,220円
		乙地方	4,560円
	支給期間の8日目から15日目までの期間	甲地方	3,130円
		乙地方	2,740円
	支給期間の16日目から30日目までの期間	甲地方	2,610円
		乙地方	2,280円
	支給期間の31日目以降の期間	甲地方	2,090円
		乙地方	1,820円

備考 この表において、「甲地方」及び「乙地方」とは、それぞれ国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）別表第1 1 日当、宿泊料及び食卓料の表備考に規定する甲地方及び乙地方とする。